

## 「雑損失の金額の計算書」及び「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の書き方

「雑損失の金額の計算書」は、市民税・府民税申告書と一緒に提出してください。なお、記載に当たっては、次の点に注意してください。

### 1 損害の原因等

「損害の原因」欄には「住宅火災」、「〇〇地震」や「平成〇〇年台風〇〇号」などと、「損害年月日」には、火災、地震発生日など、その損害が生じた年月日を記入します。

### 2 災害関連支出の内訳

- (1) 災害関連支出となる支出について、それぞれ「原状回復のための支出」及び「取壊し、除去等の費用」に区分して、それぞれ「支払先の名称・所在地等」、「工事内容」、「支払年月日」、「支払金額」を記入します。
- (2) 「区分」欄は、損害を受けた資産ごとに、「住宅」、「家財」、「車両」などと記入します。
- (3) 「A 原状回復のための支出額」欄は「支払金額の内訳」のイの金額とハ×30%の金額の合計額を区分ごとに記入します。

### 3 損失額の計算

原状回復のための支出をした住宅や車両などが2以上ある場合は、該当欄を分割するなどして各々記入してください。

- (1) 「損害金額」①欄には、次の方法により「住宅」・「家財」・「車両」などの資産の被災直前の時価を基に計算した損害額（保険金等を差し引く前の金額）を記入します。

#### ア 住宅に関する損失額の計算

##### (ア) 取得価額が明らかな場合

住宅の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額を記入します。

$$\text{損失額（注 2、4）} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費（注 1）}) \times \text{被害割合（注 3）}$$

(注) 1 減価償却費の計算は、次のとおりです（以下同じです。）。

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}$$

（1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。）

なお、償却率は参考「住宅の償却率（旧定額法）」及び「自動車の償却率（旧定額法）」を参照してください。

- 2 保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。
- 3 被害割合については、被害状況に応じて、別表「被害割合表」により求めた被害割合とします（以下同じです。）。
- 4 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用（修繕費）が含まれます（以下同じです。）。

#### (イ) 取得価額が明らかでない場合

大阪市内の住宅の場合は、次の、1㎡当たりの工事費用に、その住宅の総床面積（事業用部分を除きます。）を乗じた金額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額を記載します。

$$\text{損失額} = [ (1 \text{㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費} ] \times \text{被害割合}$$

- ・ 1㎡当たりの工事費用については、国税庁の「[地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）](#)」を参照してください。

※ なお、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の「1 住宅の損失額」の①～⑦を使用し、順序立てて計算することもできます。

#### イ 家財に対する損失額の計算

（生活に通常必要な動産で、次の「ウ」に該当するものを除きます。）

##### (ア) 取得価額が明らかな場合

各家財の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額を記載します。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

##### (イ) 各家財の取得価額が明らかでない場合

家族構成等の別により、「家族構成別家財評価額」により求めた家族構成別家財評価額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

- ・ 家族構成別家財評価額については、国税庁の「[家族構成別家庭用財産評価額](#)」を参照してください。

※ なお、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の「2 家財の損失額」の⑧～⑭を使用し、順序立てて計算することもできます。

#### ウ 車両に対する損失額の計算

生活に通常必要な車両（専ら通勤用に使用している車両等）に限り、その車両の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額を記載します。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 車両は、生活に通常必要な資産と認められる場合に対象となります。

※ なお、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の「3 車両の損失額」の⑮～⑳を使用し、順序立てて計算することもできます。

#### (2) 「原状回復のための支出額」②欄

「2 災害関連支出の内訳」において記入した区分ごとのA欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。

#### (3) 「③から差し引く保険金等で補てんされる額」④欄

原状回復のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（③の金額が限度となります。）。なお、受け取るべき保険金等の金額をカッコ内に記入します。

#### (4) 「取壊し、除去等の額の合計額」⑦欄

「2 災害関連支出の内訳」において記入した「取壊し、除去等の費用」の区分ごとのB欄の金額を、それぞれの区分に応じその金額を転記します。

#### (5) 「⑦から差し引く保険金等で補てんされる金額」⑧欄

取壊し、除去等のための支出に対して保険金等で補てんされる金額を記入します（⑦の金額が限度となります。）。なお、受け取るべき保険金等の金額をカッコ内に記入します。

### 4 雑損失の金額（雑損控除額）の計算

#### (1) 「総所得金額等の額」⑮欄

申告書の記載項目に応じて、それぞれ以下の金額を記入します。

申告書2⑨「合計」欄の金額 \_\_\_\_\_ 円 + 退職所得金額 \_\_\_\_\_ 円 + 山林所得金額 \_\_\_\_\_ 円 + 申告分離課税の所得金額（特別控除前） \_\_\_\_\_ 円  
= 所得金額 \_\_\_\_\_ 円

なお、前年度以前から繰り越された繰越損失がある場合の⑮欄の金額は、繰越控除後の金額となります。

**(2) 「市・府民税の雑損控除額」⑳ 欄**

⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(1)で計算した「総所得金額等の額」と⑳欄の金額のいずれか少ない方の金額を記入します。

**(3) 「翌年度以後に繰り越す雑損失の金額」㉑ 欄**

⑮欄に分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額が含まれている場合には、特別控除後の分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を基に4(1)で計算した「総所得金額等の額」を㉑欄の金額から差し引いた金額を記入します。

(参考1) 住宅の償却率 (旧定額法)

建物の構造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.02
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

(参考2) 自動車の償却率 (旧定額法)

種別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車 (総排気量660cc以下のもの)	6年	0.166

(注) 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表第1の耐用年数を1.5倍したものとなります。また、償却率については、同省令別表7の償却率表となります。

(別表) 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合をいいます。 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合をいいます。 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいいます。 住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	
	半壊		50	50	
	一部破損		5	5	
浸水	床上1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかわり書割合を使用します。</li> <li>なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。</li> <li>・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。</li> <li>・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。</li> </ul>
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床下		15 (0)		